

議会議案第3号

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等
に対する公費助成の継続を求める意見書

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員の処遇改善を通じて、職員の身分の安定を図り、それにより社会福祉事業の振興に寄与することを目的とし、現在、本制度における保育所等の退職手当金支給財源の負担割合は、3分の2が公費助成、3分の1が社会福祉法人の負担とされている。公費助成の在り方について、社会保障審議会福祉部会等においても検討が行われる中、令和7年度予算案においては、公費助成を一旦継続しつつ、他の経営主体との条件の同一化の観点等を踏まえて、更なる検討を加え、令和8年度までに改めて結論を得ることとされた。

国においては、「こども・子育て支援加速化プラン」の取組として、保育人材の確保及び資質向上を図り、質の高い保育を安定的に提供できる体制の構築を進めており、こうした中、保育所等の経営主体である社会福祉法人が、安定した経営の下、保育士の処遇改善の効果を損なうことなく保育が提供できるよう、公費助成を継続していく必要がある。

よって、国におかれては、社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成を継続するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月19日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
内閣府特命担当大臣（こども政策）		
内閣官房長官		

石川県議会

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書

性犯罪をした者に対して、矯正施設等において再犯防止プログラム等が実施されているが、出所後も地域社会において継続することが重要である。

令和5年3月、法務省は、地方公共団体向けに性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドラインを策定し、このガイドラインを踏まえて、性犯罪の再犯防止に都道府県等が主体となって取り組むことが期待されている。

しかし、性犯罪をした者の出所後の住所等については、法務省から情報提供を受け都道府県等が把握する仕組みがなく、実際に当事者に対して直接再犯防止の取組を行うことが困難となっており、地方公共団体が再犯防止の取組を効果的に進めるためには、国や関係機関等との連携を強化し、性犯罪をした者に関する情報を共有することが極めて重要である。

よって、国におかれては、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

記

- 1 性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も地方公共団体による再犯防止プログラムを受ける意義について啓発を図ること。
 - 2 再犯防止プログラムへの参加につなげるため、性犯罪をした者が矯正施設等を出所する際に、当事者の住所等を任意で国に届け出る仕組みを作り、届け出られた情報を地方公共団体に提供すること。
 - 3 地方公共団体では、性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないことから、再犯防止に係る人材の育成について支援すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月19日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
法務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

選択的夫婦別姓制度に関する慎重な議論を求める意見書

近年、夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の氏を称することを認める制度、いわゆる選択的夫婦別姓制度についての議論がある。

令和4年3月に公表された内閣府の「家族の法制に関する世論調査」において、選択的夫婦別姓制度の導入の賛否に大きな差はなく、旧姓の通称使用の法制化を求める声もあるなど、国民の間には様々な意見が存在していることが明らかとなった。

昨年6月には、一般社団法人日本経済団体連合会が、政府への提言の中で、「女性活躍を阻害する社会制度の課題」の一つとして、夫婦同姓制度は見直しが必要としたところである。

また、最高裁判所は、平成27年12月の判決において、「夫婦同姓制度は、社会に定着しており、家族の姓を一つにまとめることは合理性がある」との判断をしつつも、「制度の在り方は国会で論じられ、判断されるべき」との結論を出した。

二度目となる令和3年6月の判決においても、夫婦同姓制度は「合憲」としたが、裁判官の補足意見の中で、「選択的夫婦別姓制度の採否など夫婦の姓に関する法制度については、子の姓や戸籍の制度を含め、国民的議論、すなわち民主主義的プロセスに委ねることで、合理的な仕組みの在り方を幅広く検討して決めるようにすることこそ、ふさわしい解決というべきだ」としている。

家族の在り方も多様化する今の時代において、社会の考え方や価値観も確実に変化してきており、これらを反映した世論の動向に鑑み、最高裁判所の趣旨を踏まえつつ、国の責務として制度の在り方を議論していかなくてはならない。

よって、国におかれては、社会に開かれた形で選択的夫婦別姓制度に関する議論を慎重に行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
女性活躍担当大臣
内閣官房長官

} あて